

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大豊町長 大石 雅夫

市町村名 (市町村コード)	大豊町 (39344)
地域名 (地域内農業集落名)	天坪地区 (戸手野、本村、峰、馬瀬、久寿軒、北川2区、北川1区、枯谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に水稻、柚子、レタス(水耕)、ピーマン、トマト、軟弱野菜を生産している地区である。
 農業者の減少、高齢化、後継者不足により、耕作放棄地の増加が進んでいる。
 肥料、資材、電気代が高騰しており、農業経営を圧迫している。
 また、農地周辺の木が大きくなり、倒木や、木の影、水不足による農作業への支障も出ている。
 鳥獣被害も深刻で、ハクビシン、イノシシ、シカ、サル、ネコの被害が大きい。また、害虫の被害もあるが、薬が効くづらくなっており、新たな対策が必要である。
 水耕栽培では、冬場の水温の低下により、年間を通じて安定的な収量があげられない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の農地を維持するため、新規就農者の受け入れを行う必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
必要に応じて集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
「農地耕作条件改善事業」等、中山間地域に合った補助事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の非農家や都市部の人に農地を貸し出し、農業に関わりを持ってもらう。 高齢になっても農業が続けられるよう、手間がかからず高収益な作物を栽培する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
株式会社大豊ゆとりファームをはじめ、農作業受託を行っている組織を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④米の売値を上げるため、ブランド米の開発を行い、付加価値を付ける。
良質なタケノコ等、地域資源を活用する。
- ⑥森林を活かして、木質バイオマスの活用を目指す。
- ⑦水路の管理を行う。
- ⑩杉の伐採を進めるために、地主にもお金を払う。また、杉を雑木に転換し、山林を管理する。
雇用の場として、企業誘致を行う。